

2018年（平成30年）7月3日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2017年（平成29年）11月27日付けで諮問された、「平成29年6月藤沢市議会定例会において、辻堂市民センター改築事業費に関する補正予算に係る酒井議員の議案質疑に対する市民自治部長の答弁内容が検証できる起案文書一式（積算金額明細書等）」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「平成29年6月藤沢市議会定例会において、辻堂市民センター改築事業費に関する補正予算に係る酒井議員の議案質疑に対する市民自治部長の答弁内容が検証できる起案文書一式（積算金額明細書等）」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2017年（平成29年）9月1日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分には文書特定の不備があるので、本件請求の趣旨に合致すると認められる行政文書の公開について、改めて諾否の決定をすべきである。

## 2 事実

- (1) 審査請求人は、2017年（平成29年）8月21日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第10条の規定により、「平成29年6月藤沢市議会定例会において、辻堂市民センター改築事業費に関する補正予算に係る酒井議員の議案質疑に対する市民自治部長の答弁内容が検証できる起案文書一式（積算金額明細書等）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を「平成29年6月増額補正要求 内訳書」（以下「内訳書」という。）と特定し、審査請求人に対し同年9月1日付

けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に公開することができない部分及び理由を次のとおり付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分〉

起案文書の鑑

〈公開することができない理由〉

行政機関内部における日常業務の連絡のための文書であり起案していないことから、作成されておらず不存在であるため。

- (3) 審査請求人は、同年11月24日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、同月27日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、情報公開条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求める、というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書並びに口頭意見陳述によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 本件処分の理由は、「行政機関内部における日常業務の連絡のための文書であり起案していないことから、作成されておらず不存在であるため。」とするが、補正予算要求は日常業務であるとはいえない。行政文書の適正な管理については、2017年（平成29年）4月1日に施行された藤沢市公文書等の管理に関する条例（平成28年藤沢市条例第6号。以下「公文書等管理条例」という。）で「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、行政文書を作成するものとする。」

（同条例第3条）旨規定され、同条例に基づく藤沢市公文書等の管理に関する条例施行規則（平成29年藤沢市規則第82号）にも同旨の規定（同規則第3条）が定められた。本件処分は公文書等管理条例・同規則の趣旨に著しく反するものである。実施機関の主張する理由により起案文書が作成・保管されていないということについては、違法であり、妥当性を問われるものである。このような取扱いが広がると、情報公開条例に基づく公開請求制度の

根幹を揺るがすおそれがある。

本件処分は、実施機関がどのような根拠で日常業務の連絡のための文書としたのかが審査請求人に全く明らかにならず、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしく、もはや理由の提示の要件を満たさないものと言わざるを得ない。情報公開条例第12条（理由付記等）第1項「この場合において、当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ。」及び藤沢市行政手続条例（平成8年藤沢市条例第15号）第13条（不利益処分の理由の提示）第1項「市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。」に違反しているものといえるので取り消すべきである。

イ 実施機関は「なお、本件審査請求は、本件処分の違法又は不当の審査をするものであって、公文書等管理条例に規定する義務に反したかどうかを審査するものではないから、審査請求人の主張は失当である。」とするが、公文書等管理条例と情報公開条例は、情報公開の車の両輪である。藤沢市は情報公開条例を運用していく際に、文書管理がしっかりしていなければならないので、情報公開の前提としての公文書管理について定める条例である公文書等管理条例を2017年（平成29年）4月に施行したのである。同条例施行後、同条例を無視すること（当該文書が作成されるべき時期は同年6月）は、情報公開条例第1条「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市民の知る権利を保障し、市政を市民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、実施機関の保有する情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市政に対する市民の理解を深め、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」を形骸化することになりかねず、許されるものではない。

情報公開条例第2条第1号は「実施機関の保有する情報は、積極的に提供するように努めること。」とあり、さらに、情報公開条例第29条は「実施機関は、この条例に定める行政文書の公開と併せて、情報提供施策の拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。」とある。情報公開条例の中核部分が情報公開請求制度であることは言うまでもないが、情報提供制度も含めた「情報の公開の総合的な推進」により、説明責任を確保するのが情報公開条例の立場である。

本件処分の決定通知書の「公開することができない理由」では、「行政機

関内部における日常業務の連絡のための文書であり起案していないことから、作成されておらず不存在であるため。」とするが、補正予算に関する理事者の議会答弁作成は、日常業務とはいえない。実施機関の事務処理としては、議員質問に対して事前に調整して、担当者が理事者答弁用の原稿を作成していると思慮する。当然ながら当該原稿は組織供用の行政文書であり、起案文書を作成すべきであった。議会議事録の答弁にある「増額経費約594万円と設計料約156万円」と内訳書の金額との関連について、実施機関には説明責任がある。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る行政文書と特定した内訳書については、起案文書を作成していないため、「起案文書の鑑」が存在せず、「起案文書一式」の請求に対して本件処分を行った。
- (2) 情報公開条例解釈運用基準は、同条例第12条に規定する理由付記等について、情報公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないことが不存在理由になるとしている。

本件処分の決定通知書にも、「起案していないことから、作成されておらず不存在」と記載しており、本件処分の理由付記には、何ら瑕疵がないことから、審査請求人の主張を認容できない。

なお、本件審査請求は、本件処分の違法又は不当の審査をするものであって、公文書等管理条例に規定する義務に反したかどうかを審査するものではないから、審査請求人の主張は失当である。

- (3) 内訳書は、その内容を公共建築課から電話により聞き取り、市民自治推進課の職員が作成した。その際、聞き取り内容の元となる文書は、何ら公共建築課からは提出されておらず、市民自治推進課においては保有していない。

本件請求に関し、内訳書以外に、予算編成の取りまとめ担当課である財政課が、作成又は取得した文書があるかは不明である。

補正予算を含め、予算編成については、概算の金額の要求を財政課へ出したのちに、様々な段階で金額の査定がされ、段階を経て、金額が確定するものである。最終的には、財政課において、市議会に議案として上程する前に、予算全体の起案決裁を行っている。予算を要求する担当課として、予算要求の資料について、どのタイミングを捉えて起案決裁を行うべきか、明確な位

置付けがなく、現に予算要求の資料である内訳書について、起案文書は作成していない。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、実施機関による本件処分に違法ないし不当はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 5 審査会による調査

当審査会は、実施機関の陳述を受け、情報公開条例第22条第4項の調査権限に基づき、財政課、公共建築課、市民自治推進課の職員に対し、次のとおり調査を行った。

### (1) 調査事項

ア 本件請求の対象文書となり得る行政文書が、内訳書のほかに存在するかどうか。

イ 内訳書に記載されている内容の積算根拠について。

### (2) 調査結果

ア 財政課には、市民自治推進課が財政課に提出した内訳書以外は、本件請求に関する文書は存在しない。

イ 2017年（平成29年）5月19日に辻堂市民センター・公民館建設検討委員会が開催され、同委員会終了後、辻堂市民センター改築設計委託の期間延伸による追加業務内容の打合せを、公共建築課と受託者である設計事務所とで行った。その打合せ内容を公共建築課から口頭で聞き取った市民自治推進課が内訳書を作成し、財政課へ提出した。

ウ 公共建築課に対し、設計事務所との打合せ内容について記した何らかの資料があるか、確認を促した。

## 6 実施機関から当審査会への資料の提出について

当審査会の調査ののち、情報公開条例第24条第1項の規定に基づき、実施機関から当審査会に新たに「御見積書」と題する文書（以下「見積書」という。）が提出された。

見積書について、実施機関は口頭意見陳述において、次のように述べている。

(1) 見積書は辻堂市民センター改築設計委託の受託者である設計事務所から公共建築課が受領した文書である。

(2) 審査会の調査の時点では、見積書の存在は認識していたが、市民自治推進課が作成した内訳書とは想定人工数が異なるため、本件請求の対象文書となることは考えていなかった。

## 7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張、調査等に基づき審議した結果、次のように判断した。

### (1) 本件請求について

本件請求は、「平成29年6月藤沢市議会定例会において、辻堂市民センター改築事業費に関する補正予算に係る酒井議員の議案質疑に対する市民自治部長の答弁内容が検証できる起案文書一式（積算金額明細書等）」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

### (2) 本件処分について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を内訳書と特定したが、内訳書は行政機関内部における日常業務の連絡のための文書であり、内訳書に対する決裁文書は起案していないため、「起案文書の鑑」は不存在であるとして、本件処分を行った。

しかし、当審査会において新たに提出された見積書の内容を見分したところ、当審査会としては、見積書は審査請求人が求めている本件請求の趣旨に合致する行政文書であると判断した。

したがって、本件処分には文書特定の不備があるので、実施機関は本件請求の趣旨に合致すると認められる行政文書の公開について、改めて諾否の決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 別 紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2017. 8. 21	行政文書公開請求受付
9. 1	行政文書公開一部承諾決定処分
11. 24	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 27	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 15	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 21	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
2018. 1. 26	実施機関から審査会へ対象文書の提出
2. 22	審議
3. 26	審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
4. 10	審査会による調査
4. 16	実施機関の口頭意見陳述 審議
5. 21	実施機関の口頭意見陳述 審議
6. 18	審議
7. 3	答申

第17期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2018年2月1日～2020年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者